

# 加盟団体規程

## (総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合（以下「本連合」という。）定款第47条（加盟団体）第3項に定める加盟団体及び定款細則第3条に定める地域連盟について、必要な事項を定める。

## (加盟団体)

第2条 定款第47条（加盟団体）に定める加盟団体は、各都道府県を代表するマスターズ陸上競技連盟（都道府県マスターズ連盟の名称には「都・府・県」の字句を冠しない）として、本連合が認めた団体とする。

## (地域連盟)

第3条 加盟団体は、北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国及び九州の地域ごとに、その地域内の加盟団体をもって、地域マスターズ陸上競技連盟（以下「地域連盟」という。）を組織することができる。ただし、地域連盟は、理事会及び社員総会の承認を必要とする。

2 地域連盟は、その地域におけるマスターズ陸上競技の普及・振興と地域内加盟団体間の連絡・協調をはかることを目的として組織する。

## (正会員の選出)

第4条 加盟団体は、定款第6条（会員の種別）第1項第1号に定める正会員を選出し、本連合に推薦するものとする。

2 加盟団体は、前項の正会員を選出するための正会員選出規程を定め、本連合に届け出るものとする。

3 正会員の選出、定数、異動等については、会員規程及び役員・正会員選出規程の規定による。

## (連盟専門委員の選出)

第5条 加盟団体は、専門委員会設置規程第7条（連盟専門委員）に定める連盟専門委員を推薦することができる。

## (理事候補の選出)

第6条 地域連盟は、役員・正会員選出規程第2条（役員の定数）第1項第1号に定める理事のうち、地域推薦理事を推薦することができる。

## (普通会员の入会手続き)

第7条 加盟団体は、定款第6条（会員の種別）第1項第2号に定める普通会员の入退会手続き及び会費の納入を別に定める会員規程に基づいて行うものとする。

2 前項の手続きの時期は次の各号に掲げるとおりとする。

### (1) 継続会員

当該年度の継続手続きは、原則として前年度の2月末日までに行うものとする。

### (2) 新規会員

当該年度の新規入会者の加入手続きは、原則として前年度の2月末日までに行うものとするが、3月以降の新規入会者については、毎月末に一括して手続きを行うものとする。

(届出)

第8条 加盟団体と地域連盟は、次の各号に掲げる事項について、その事由が生じた都度、速やかに本連合に届け出なければならない。

- (1) 連盟規約（制定、改訂のとき）
- (2) 役員名簿（選任、異動のとき）
- (3) 事務局所在地（選定、異動のとき）
- (4) 事務局長氏名（設置の場合、選任、異動のとき）
- (5) 事業計画・収支予算（総会で承認されたとき）
- (6) 事業報告・収支決算（総会で承認されたとき）
- (7) その他加盟団体及び地域連盟にとって、その運営に影響を及ぼす重要な事項（発生したとき）

2 前項の各号で連盟発行の会報等に掲載されている事項については、会報の提出をもって届け出に代えることができる。

(報告)

第9条 加盟団体又は地域連盟は、本連合が主催（共催、後援を含む）する競技会等を主管（又は、運営協力や実行委員会等で開催に係わった場合を含む）したときは、次の各号に掲げる事項を、その都度速やかに本連合に報告しなければならない。

- (1) 事業計画・収支予算（競技会等の実施前の実行委員会等で承認されたとき）
- (2) 事業報告・収支決算（競技会等の終了後の実行委員会等で承認されたとき）

2 前項の報告は、当該競技会等の実行委員会等が作成した議事録の提出をもって報告に代えることができる。ただし、本連合の役員が当該競技会等の実行委員会等に実行委員として直接参加している場合は、本連合の承認を得て報告を省略することができる。

3 本連合が第1項に定める競技会等に運営費等を直接助成する場合は、別に定める方法により第1項の報告にかえて理事会の承認を必要とする。

(分担金等)

第10条 加盟団体は、会員規程第9条第1項第1号に定める正会員1名あたり20,000円の会費を、毎年4月末日までに納付するものとする。

(規程の解釈)

第11条 この規程に定めのないことについては、定款及び会員規程、その他関連規程、細則等に定めるところによる。また、この規程の解釈に疑義のある場合は、会長の決するところによる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行うことができる。

付 則

1 この規程は、公益社団法人の設立の登記のあった日から施行する。

2 この規程の第2条（加盟団体）及び第3条（地域連盟）の定めにかかわらず、本連合設立時の加盟団体及び地域連盟は別表のとおりとする。